

八重児第644号
令和2年8月8日

保護者 各位

八重瀬町長 新垣 安弘
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染拡大防止のための家庭保育への
積極的な要請について (要請)

平素より、新型コロナウイルス感染症予防対策にご対応いただき感謝申し上げます。

さて、令和2年7月31日付、八重児第603号により、家庭保育協力依頼をしておりましたが、沖縄県内及び八重瀬町内での新規感染者状況（八重瀬町内の感染者8月8日時点29人）から鑑み、**協力依頼から協力要請**へと対応を変更することとします。

これまでは、平日にお仕事がお休み・親族が見ることができるときに協力をいただいておりますが、本通知以後は、積極的な家庭保育の要請とし、育児休業中の方、その他理由によりご家庭等でお子様を家庭保育できる場合も積極的に対応をお願いします。

上記のとおり、八重瀬町内の感染者も日々増加しております、保護者皆様のご協力をいただきながら、感染拡大防止の一つの取り組みと考えておりますのでよろしくをお願いします。

○期間：令和2年8月1日（土）から8月15日（土）

○家庭保育した場合の保育料の取り扱いについて

- ・保育料については、上記の期間に協力いただいた日数に応じて日割りによる減免・返還等の対象となります。
- ・減免・返還方法等については、後日お知らせします。

※家庭保育可能な方は、各施設へご連絡をお願いします。

※本通知は、保育が必要な方に強制力のある登園自粛をお願いするものではありません。

【各施設へ登園する際の協力事項】

- ・児童の保護者による登園前の健康状態の確認（検温等）を必ず行い、発熱や呼吸器の症状（咳・のどの痛み等）がある場合は、登園をご遠慮ください。

（本文書は8月8日時点のものであり、今後、変更があり得ることをご承知おきください）

お問い合わせ先 八重瀬町児童家庭課
子育て支援係 電話：098-998-7163